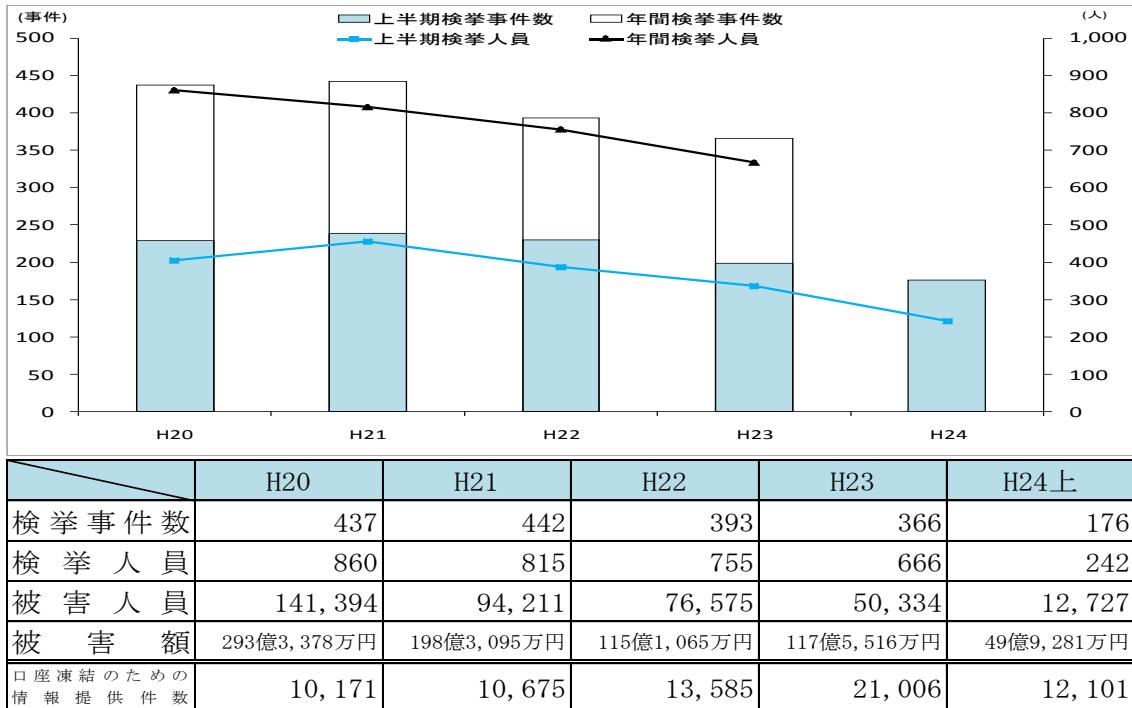


## ヤミ金融事犯の検挙状況

### 1 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移



注 ヤミ金融事犯には、出資法違反（高金利）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等を計上している。

### 2 主な検挙事例

#### (1) クレジットカードのショッピング枠現金化及び金地金販売を仮装した出資法違反事件（大分）

無登録貸金業者は、平成 21 年 10 月から 24 年 1 月までの間、約 1,500 人に対し、クレジットカード決済による商品の売買を仮装し、商品販売代金の一部をキャッシュバック金名目で顧客に払い戻す方法及び金地金の売買を仮装し、金地金の買取代金名目で顧客に支払う方法で実質的に金銭の貸付けを行い、商品販売価格と顧客に払い戻した金額との差額及び金地金販売価格と顧客に支払った金額との差額合計約 5,800 万円を利息相当分の利益として受領した。24 年 4 月までに、5 人を出資法違反（超高金利・脱法行為）及び貸金業法違反（無登録営業）で検挙した。

#### (2) 中小企業を対象とした貸金業法違反、出資法違反及び組織的犯罪処罰法違反事件（大阪、岡山）

無登録貸金業者は、平成 22 年 4 月ころから 23 年 9 月ころまでの間、中小企業経営者を対象に、ファックスや電話で融資を勧誘し、約 340 人に対し、あらかじめ返済金相当額の小切手を振り出させるなどした上、法定利息の約 30 倍～55 倍で金銭を貸し付け、約 3 億 2,000 万円の元利金を、他人名義の口座へ振込送金させる方法又は預め振り出させた小切手の支払いを受ける方法で受領した。24 年 5 月までに、9 人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）及び組織的犯罪処罰法違反（事実の仮装）で検挙した。